

“実地指導の対象”になります

介護会計とは

老振発第18号平成13年3月28日「介護保険の給付対象事業における会計区分について」通知において会計処理が定められています。

その中に「それぞれの法人等に適用される会計基準等を基本としつつ、その会計基準等とは別に会計処理の段階で事業毎に区分が必要と想定される科目の按分方法を示し、これに基づく按分を行うことにより、運営基準を満たすこととするものである。」と記載があります。

つまり、介護事業をおこなう場合、提供するサービスの部門会計をおこなうこと・部門にかかる共通経費は適正な按分基準を示すことが求められています。介護会計に準拠していないと、運営規定に違反することになります。

実際、公表されている実地指導結果の指導項目には会計に関する項目は非常に多くあります。

介護会計を導入することは、実地指導の対策になりますが、それ以外に経営計画の作成にも十分に意義のあることです。

部門別管理・経費管理を適正におこない、現在の収支状態を明らかにすることから経営計画が始まります。

問い合わせ先: 06-6222-0030

上田公認会計士事務所 担当 田中 山本 洞口 幸山 大藪

.....